

令和元年6月21日現在

機関番号：24402

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03156

研究課題名(和文) 事業者間取引における不公正取引と経済法：欧州における法規制との比較

研究課題名(英文) Unfair Trading Practices and Economic Laws: Comparative Study of Japan and Europe

研究代表者

和久井 理子 (Wakui, Masako)

大阪市立大学・大学院法学研究科・特任教授

研究者番号：50326245

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：事業者間取引において公平性を確保するための規制及び法制度(公共調達、競争法適用免除制度)等を、比較法的検討を行いつつ研究調査した上で、その成果を論文・学会報告の形で公表した。自営的就労者の法的保護について、労働組合、協同組合等の共同行為規制及び使用者・役務提供を受ける者に対する独占禁止法上の単独行為規制を用いる方策を国際共同研究を通じて模索した。これらの研究を通じて、日本独占禁止法の不公正な取引方法の比較法的位置づけについて一定の結論を得て、これを踏まえた著書を執筆し公刊した。執行手続上の課題についても示唆を得た上で、その成果の一部を共著論文等としてまとめて公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来から個人事業主、一人親方、フランチャイジー、フリーランス等、交渉力を欠き、経済的社会的にも不利な地位に立つことの多い事業者をいかにどの程度保護すべきか、またこのような問題に対して独占禁止法及び競争政策がどのような関係に立つべきかは学術的にも実際的にも重要な問題であった。いわゆる「雇用にならない働き方」やギグワーカーと称される労働・役務提供の社会的政策的重要性が増すようになり、この問題はさらに深刻なものとなっている。一連の研究成果は、これらの問題について解決の方向性を探求し明らかにするものである。

研究成果の概要(英文)：Achieving fairness in business to business (B2B) transactions has been one of the fundamental goals of Antimonopoly Law (AML) in Japan. The KAKENHI (JSPS) research project has studied how and the extent to which achieving this goal should be possible under AML and other legislation, particularly that relating to public procurement. The outcomes of the research have been published and presented at academic conferences and study meetings. One of the issues which achieved prominent focus in the research was the protection of self-employed workers and collective approaches such as through unions and co-ops; additionally, AML regulation of abuse of a bargaining position was considered in this context. The series of studies led to a re-evaluation of unfair trading practice regulation and the fining system under the AML and the outcomes have also been published in book format.

研究分野：経済法

キーワード：優越的地位の濫用 不公正な取引方法 交渉力の格差 自営的就労者 フリーランス 独占禁止法 競争法

## 様式 C - 19, F - 19 - 1, Z - 19, CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

市場における競争の深化とグローバル化が進む中で、事業者間取引における交渉力格差は一層拡大し、この交渉力格差を背景として、大規模小売業者による納入業者に対する抑圧的行為、大手製造業者の海外移転をも背景とする下請事業者に対する不当過大な要請、建設業者による経済的従属的地位にある小規模事業者に対する搾取的行為などの問題が深刻となっていた。これら問題に対しては、独占禁止法、下請法、建設業法などによる事業者に対する規制により対処がはかられることになっていたが、当時の現状を見る限り、これらの規制が有効に働いているとは言い難い状態にあった。

これに対して、諸外国、なかでも欧州/EUにおいては、取引関係上劣位にある者が民事訴訟を通じて契約条項及び契約締結・履行上の公正性を追及することを期待することは、報復を受けるおそれがあることから現実的でなく、公的介入の必要性があることが認識されるようになってきており、英国、フランスなどでは、食品分野を中心として、この方向での立法ないし法改正が現実に行われるようになりつつあった。もっとも、このような動きがEU及び加盟国の競争法とどのような関係に立っていくかは明らかではない状態にあった。また、このような動きから日本の独禁法がどのような示唆を得られるかは十分に吟味されていない状況にあった。

### 2. 研究の目的

上記のような状況に鑑みて、本研究は、EU及び加盟国における事業者間の不公正取引に対する競争法その他法律に基づく規制と公的執行システムとの比較法研究に基づいて、日本における一連の問題現象を解析し、独占禁止法、下請法など関係する法律上の諸問題について研究調査することにより事業者間取引の公正性確保に向けた法システムの確立を目指した。なかでも日本において従来から行われてきた事業者間不公正取引の公的規制にかかる研究とその限界を明らかにした上で、日本において実際に生じている事業者間不公正取引の有効な規制及び関係する法制度の在り方を、原理、関係規定の解釈、法執行システムの3つの側面から総合的に検討し、国際的に通用する形で提示しようとすることを目的とした。

### 3. 研究の方法

着手当初は、EU及び加盟国における事業者間不公正取引に対する規制、EU公共調達指令及びこれを国内法化した加盟国の規制のうち下請取引にかかる規制、市場支配的地位の濫用規制をはじめとする研究課題に関連する事項にかかる日本国内外における文献調査及び聞き取り調査順次進め、これら事項にかかる比較法研究の成果から得られた知見に基づいて、日本法上の諸原理の理論的説明と具体的な解釈論の提示、運用・執行状況の批判的検討を行うこととしていた。着手以降、プラットフォームによる優越的地位濫用その他の不公正取引が問題になり、法介入例もみられるようになった。また、独占禁止法等、法律により規制するのではなく、労働組合、協同組合制度等を利用することを通じて団体的な解決をはかることの重要性が明らかになり、この点においてオーストラリア競争法が他国には存在しない適用免除制度を備えていることが明らかになった。これらのことを踏まえて、プラットフォームに関する競争法等の規制及びオーストラリア競争法に調査対象を拡大し、調査研究を遂行することとした。

### 4. 研究成果

一連の課題について説明を進めて、論文・学会報告の形で公表した。研究期間中に、巨大プラットフォーム事業者の台頭及び自営型就労者(いわゆる人材)をめぐる市場における競争法の適用という革新的な動きと課題が競争法分野で顕著になったため、これらの課題にもとりくみ、対応する成果を公表等することができた。また、一連の問題のうち、なかでも、自営型就労者の法的保護について、労働組合、協同組合等の共同行為規制及び使用者・役務提供者を受ける者に対する独占禁止法上の単独行為規制を用いる方策を国際共同研究を通じて模索し、得られた知見を公表等するとともに、公正取引委員会における「人材と競争政策に関する検討会」における議論に貢献した。

これらの研究を通じて、日本独占禁止法の不公正な取引方法の比較法的位置づけについて一定の結論を得ることができたため、これを踏まえた著書を執筆し公刊した。また、執行手続上の課題については示唆を得た上で、その成果の一部を共著論文等としてまとめて公表した。

上記課題を探求する上では、独禁法の基本概念である市場、市場支配力ないし市場支配的地位をその判断基準等にわたって明らかにすることや、技術革新・研究開発が活発に行われる市場における反競争効果とは何かを探求することが不可欠の課題となる。研究調査の過程で、これら事項についても調査研究し、その成果を論文・学会発表等により公表した。

なお、自営型就労者及びエンフォースメントについては、さらに発展的研究について構想し国際的共同研究に着手しており、これらの研究成果は2019年度以降に刊行等していくことを予定している。

### 5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計12件)

Maskao Wakui, Liner Shipping Antitrust Exemptions in the Pacific Rim Regions: Cartelised Markets and the Need for International Co-ordination, Journal of Antitrust

Enforcement, 査読有, Vol 7(1), 2019, pp. 54-74.

和久井理子, リベートとセット割(バンドル・ディスカウント) - 顧客の購入行動に応じた価格設定と独禁法, 日本経済法学会年報, 査読無, 39号, 2018, 44-59頁.

和久井理子, イノベーションと独禁法, 日本経済法学会年報, 査読無, 38号, 2017, 142-156頁.

和久井理子, 労働組合・団体交渉・労働協約と独占禁止法, 『経済法の現代的課題: 舟田正之先生古稀祝賀』(金井貴嗣ほか編)所収, 査読無, 2017, 97-116頁.

Masako Wakui, Intellectual Property and Antitrust in Japan, The Cambridge Handbook of Antitrust, Intellectual Property, and High Tech (Roger D. Blair and D. Daniel Sokol eds.) 所収, 査読無(招待有), 2017, pp. 138-157.

和久井理子, 最恵待遇条項(MFN)・価格均等条項と独占禁止法(上・下) プラットフォーム事業者による拘束を中心に, NBL, 査読無(招待有), 1093・1095号, 2017, 19-27頁・39-45頁.

和久井理子, 公正な労働条件の確保と競争・入札制度: EU 公共調達指令及び英国における国内法化を中心に, 大阪市立大学法學雑誌, 査読無, 62(3)号, 2016, 659-627頁.

和久井理子, 情報交換行為と EU 競争法: パナナ情報交換事件欧州司法裁判所判決(Case-286/13P), 公正取引, 査読無, 791号, 2016, 28-34頁.

和久井理子, EU 競争法と労働者・労働協約: 仮装自営業者の労働者性にかかる FNV Kunsten Informatie en Media 事件欧州司法裁判所判決(米国・EU 独禁法判例研究), 公正取引, 査読無, 783号, 2016, 61-69頁.

Masako Wakui and Thomas K. Cheng, Regulating abuse of superior bargaining position under the Japanese competition law: an anomaly or a necessity?, Journal of Antitrust Enforcement, 査読有, vol 3(2), 2015, pp. 302-333.

和久井理子, EU 競争法における「支配的地位」概念について, 大阪市立大学法學雑誌, 査読無, 61(3)号, 2015, 787-759頁.

鄭建韓・和久井理子, 中国国家発展改革委員会によるクアルコムに対する独禁法違反の認定と制裁金支払等の命令: 批判的検討, 公正取引, 査読無, 780号, 2015, 6-18頁.

[学会発表](計21件)

和久井理子, 農業分野における EU 競争法の執行, 独禁法研究会, 2019.

Masako Wakui, Liner Shipping Antitrust Exemptions in the Pacific Rim Regions, Academic Society for Competition Law (ASCOLA) 13th Conference, 2018.

Masako Wakui, Smart Regulation: Towards an Innovative and Fair Distribution Chain, Asia Competition Association 2018 Annual Conference, 2018.

Shae McCrystal and Masako Wakui, 事業者間団体交渉制度について オーストラリア競争法下の適用免除制度を中心に, 関西経済法研究会, 2018.

Shae McCrystal and Masako Wakui, 自営型就労者に関する法的規制と競争法の役割, 独禁法審判決研究会, 2018.

和久井理子, 高価格設定(搾取型濫用)と EU 競争法 AKKA/LAA vs Konkurences padome 事件, 独禁法研究会, 2018.

和久井理子, 農業分野等における EU 競争法の適用 欧州司法裁判所 APVE 事件判決, 独禁法研究会, 2018.

和久井理子, 労働, 人的役務提供と独占禁止法, 東京経済法研究会, 2018.

和久井理子, リベートとセット割(バンドル・ディスカウント), 日本経済法学会, 2018.

和久井理子, データの流通・利活用と競争政策 EU における検討の状況, 独禁法研究会, 2017.

和久井理子, 人材と競争政策 準備的考察, 公正取引委員会競争政策研究会人材と競争政策に関する検討会, 2017.

和久井理子, 人材と競争政策, 公正取引委員会競争政策研究センターセミナー, 2017.

和久井理子, イノベーションと独禁法, 日本経済法学会, 2017.

和久井理子, オンラインホテル予約サイト運営事業者による最恵待遇条項の利用について EU 加盟国の動きを中心に, 独禁法研究会, 2017.

Masako Wakui, Do SEPs Need a Different Anti-Competitive Analysis regarding IP Licensing from Non-SEPs (if so, how), National Taiwan University International Symposium on IP Licensing and Competition Laws, 2017.

和久井理子, ビッグデータと競争法: OECD における検討, 独禁法研究会, 2016.

Masako Wakui, The Aim of Competition Laws: Revisiting the Concept of Fairness, East Anglia University Centre for Competition Policy Seminar, 2016.

和久井理子, MFN 条項と競争法 ブッキングドットコム事件等 EU 加盟国での動きを中心に, 独禁法審判決研究会, 2016.

和久井理子, 優越的地位濫用規制の検討, 経済産業研究所(RIETI)グローバル化, イノベーションと競争法, 2015,

和久井理子, シスコ・US フーズ合併事件米国連邦予備差止命令について, 独禁法研究会,

2015.

②和久井理子, 疑似自営業者の団体交渉と EU 競争法 FNV Kunsten Informatie en Media 事件欧州司法裁判所判決, 独禁法研究会, 2015

〔図書〕(計1件)

Masako Wakui, Independently published (Amazon), Antimonopoly Law: Competition Law and Policy in Japan (Second Edition), 2018, 330 頁.

〔産業財産権〕

該当なし

〔その他〕

(学会公表論文)

Masako Wakui and Jonathan Galloway, Revisiting the Japanese Enforcement System: Challenging Norms and Orthodoxy, 2019, Academic Society for Competition Law (ASCOLA) 14th Conference.

(ディスカッションペーパー)

ジェローム・ファーブル=和久井理子, 「フランス・ブッキングドットコム事件と確約手続, 裁判所による競争制限行為規制及び事業法 オンライン旅行取引分野における同等性条項をめぐって」, 2018, 公正取引委員会競争政策研究センター・ディスカッション・ペーパー (CPDP-67-J)

(翻訳)

和久井理子(訳), 国際法上の「労働者」概念について (Breen Creighton = Shae McCrystal 著), 大阪市立大学法學雑誌, 2017, 63(3)号, 697-734 頁

## 6. 研究組織

(1)研究分担者

該当なし

(2)研究協力者

該当なし

以上